

山県市監査委員告示第1号

令和5年3月31日付けで、●●● 氏から請求のあった地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の結果を、同条第5項の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和5年5月22日

山県市監査委員 矢崎光洋

〃 郷 明夫

監査結果報告書

1 監査の結果

令和5年3月31日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、次の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いていると認められたので、合議により却下と決定した。

2 請求人

- (1) 住所 山県市●●●●
- (2) 氏名 ●●●●

3 請求年月日

令和5年3月31日

4 請求の要旨

市有地の払い下げ価格決定に至った理由と、払い下げ価格の再計算をし、正当な価格での払い下げをするよう請求する。

5 監査委員の判断

本件請求受理後、関係書類の審査を行った結果、次のように判断した。

請求人は、市有地払い下げの申請計画があったため、参考事例としてその価格を知るため岩佐枋洞の払い下げに関する行政文書の開示請求を行った。その結果、令和3年6月14日、および同年7月6日開示を受け、払い下げ価格を知った。さらに令和5年1月23日行政文書の開示を請求し、令和5年2月7日開示を受け過去5年間の払い下げ実績を確認した。請求人が払い下げ価格に大きな差があることを認識できたのは本年2月以降であるとし、それゆえ本件請求が当該行為のあった日から2年以上経過したことに「正当な理由」があるとするので、この点について検討する。

地方自治法第242条第2項ただし書の「正当な理由」があるときは、市職員措置請求の1年の請求期限が法律関係の早期安定を図る趣旨であると考えられることから、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて市職員措置請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に市職員措置請求を

した場合をいうと解するのが相当である。(最高裁平成14年9月12日判決参照。)

そして、財務会計上の行為が記載された公文書が情報公開制度等により閲覧可能となった場合には、客観的にみて市職員措置請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解するのが相当である。(東京高裁平成19年2月14日判決参照)。

これを本件についてみると、本件財務会計上の行為は、その翌日には山県市情報公開制度により閲覧可能な状態となっていたことが明らかであるから、同日には請求人が情報公開請求すれば当該行為の存在及び内容について市職員措置請求をするに足りる程度に知ることができたというべきである。そして、本請求は、上記閲覧可能な状態となった日から2年以上経過してなされたのであるから、これをもって相当の期間内になされたということとはできない。

したがって、本件請求は、「正当な理由」がなく請求期限を経過した不適法な請求であるといわざるを得ない。

よって、本件請求は法第242条に定める住民監査請求の要件を具備しないものと判断した。